



Title	面会交流援助の意義と発展的課題 : ドイツ法の運用を視座として (2・完)
Author(s)	稲垣, 朋子
Citation	国際公共政策研究. 2013, 17(2), p. 47-64
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27171
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

面会交流援助の意義と発展的課題

—ドイツ法の運用を視座として— (2・完)

Importance and Problems of Assistance for Visitation

—A Study from German Law—(2)

稲垣朋子*

Tomoko INAGAKI*

Abstract

This paper examines the issue of assistance for visitation after separation/divorce. Some groups in Japan are initiating actions to assist visitation. In Germany, the visitation with the assistance of a third party was provided by Article 1684 of the German Civil Code in 1997. Since then, the German government has made “German standards for visitation assistance,” the aim of which is to provide the standards for judges and assistants. In Part (1), I have investigated the actual situation of such assistance in Japan. Following the investigation of Part (1), Part (2) discusses over what is needed to develop the assistance for visitation in Japan by analyzing the practice in Germany.

キーワード：離婚法、子の福祉、面会交流援助、ドイツ民法1684条、付添い交流に関するドイツ基準

Keywords : divorce law, welfare of the child, assistance for visitation, Article 1684 of the German Civil Code, German standards for visitation assistance

* 日本学術振興会特別研究員

目次

- I はじめに
- II 日本における面会交流援助の現状—ヒアリング調査から
 - 1. FPIC 大阪ファミリー相談室
 - (1) 事業の歩み
 - (2) 面会交流部の援助体制
 - (3) 援助の受付と事前面接
 - (4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性
 - (5) 面会交流援助の類型とその内容
 - (6) 課題
 - 2. FLC 面会交流部門：Vi-Project
 - (1) 事業の歩み
 - (2) Vi-Project の援助体制
 - (3) 援助の受付と事前カウンセリング
 - (4) 面会交流援助の蓄積と対象者の属性
 - (5) 面会交流援助の類型とその内容
 - (6) 課題
 - 3. 小括 (以上、17巻1号)
- III ドイツにおける面会交流援助—ドイツ基準の形成とその運用
 - 1. 付添い交流の原型と発展
 - 2. ドイツ基準の形成
 - (1) 運用基準作成への着手
 - (2) 暫定基準の作成と改訂
 - (3) 基準の完成
 - 3. 基準の具体的内容とその運用
 - (1) 付添い交流の位置づけ
 - (2) 付添い交流の種類
 - (3) 援助提供者
 - (4) 相談と付添い
 - (5) 関係諸機関の連携と段階的手続
 - (6) 費用負担
- IV 結語—面会交流援助の発展的課題 (以上、本号)

III ドイツにおける面会交流援助—ドイツ基準の形成とその運用

IIにおいては、日本では現在、面会交流援助への行政の取組みの萌芽が見られるものの、それはまだごく一部にとどまり、民間団体の援助の発展に期待が寄せられていることにふれた。そして、援助を担ってきた民間団体の中でも特に援助のノウハウを培ってきたと思われる公益社団法人とNPOの活動を取り上げた。ヒアリング調査に基づき、それぞれについて、援助提供の契機、具体的

な援助のあり方と今後の課題を明らかにした。

続いて以下では、ドイツを比較法研究の素材として考察を進める¹⁹⁾。ドイツでは、面会交流のみならず、面会交流の援助についても1997年親子法改正法（1998年7月1日施行）によって明文が置かれ、少年局と民間団体が積極的にその受け皿になっている。さらに家庭裁判所実務を見れば、この明文化に至る30年ほど前から援助が積み重ねられてきており、長い援助の実績を有する。まず、付添い交流のはじまりから明文化に至る状況を紐解いていくこととしたい。

1. 付添い交流の原型と発展

面会交流における子の保護は様々な側面からなされているが、付添い交流は手続補佐人制度のような1997年の親子法改正による産物ではない。家庭裁判所では、親子法改正に随分と先立ち、第三者の立会いのもとで面会交流を命じる例があった。両親と子の面会交流について規定していた旧1634条の注釈（Palandt）を見ると、すでに1967年に、次のような記述を確認できる。「第三者立会いの命令も、その立会いがなければ子が危険にさらされる場合は認められる（監視保護人〔Überwachungspfleger〕）。たとえば、交流権者がアルコール中毒者、伝染病患者の場合である。また、交流権者の人格や交流権者の子に対する態度から、監視なしでは交流を保護できないと考えられる場合も認められる。……裁判所は、命令の実施を少年局に委ねることもできる²⁰⁾」。ここから、当時の付添い交流の目的はもっぱら交流権者の言動の監視にあったことが窺える。

その後も、1997年親子法改正までは、付添い交流は、ほぼ次の2つの場合に限って利用されていた²¹⁾。1つ目は、交流権者に性的虐待の疑いがあり、その証明ができない一方で完全に否定もされていない場合である。この場合の付添い交流の目的は、虐待の真偽が明らかになるまで子の保護を強化しつつ、交流権者と子のつながりを維持することであった。2つ目は、交流権者による子の奪取の危険がある場合（特に国際結婚のケース）である。この場合の付添い交流の目的は、子の奪取の危険性を排除できる環境のもとで子と別居親の交流を継続することであった。この時点では、付添い交流という手段は広くは行われていなかったと言える。

その後、1980年代半ばになると、行政機関である少年局以外にも、民間団体が面会交流の立会いを徐々に担うようになってきた。付添い交流の礎を築く段階における民間団体の活動は注目すべきであるが、中でも、ドイツ児童保護連盟（Deutscher Kinderschutzbund Bundesverband e.V. 略称：DKSB）の活動が重要であったと評価できよう。

ドイツ児童保護連盟は、1953年に設立され、2013年は活動60年目にあたる。全16州に430を超える支部を有する民間ではドイツ最大の児童保護団体である。全国で1万人以上のボランティア職員、

19) 付添い交流に限らない諸外国の面会交流援助の法的枠組みに関する報告として、棚村政行他「法務省・親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」（2011）193-300頁（アメリカ〔原田綾子執筆〕、イギリス〔南方暁執筆〕、ドイツ〔高橋由紀子執筆〕フランス〔色川豪一執筆〕）参照。

20) Siegfried Willutzki, Betreuer Umgang—eine Hilfe für Kinder im Elternstreit, in: Klinkhammer/Prinz/Klotmann (Hrsg.), Handbuch Begleiteter Umgang—Pädagogische, psychologische und rechtliche Aspekte, 2. Aufl., Bundesanzeiger Verlag Köln, 2011, S. 58.

21) Siegfried Willutzki, a. a. O. (Fn. 20), S. 59.

5千人以上のフルタイム勤務者を擁している²²⁾。「子どもにやさしい社会」をスローガンに掲げ、付添い交流の他にも、児童保護に関する法律の周知を図り、児童保護のための様々なプロジェクトを行っている。目標は、①暴力から解放された環境での子の成育、②親と子の危機状況を予防する提案、③子と親のためのセーフティーネットの整備、④子にやさしい環境での教育・養育、⑤児童・少年の、自身が関係するすべての計画・決定への関与、⑥政治・マスメディアを通じた年齢に応じた情報伝達の6つに細分化されている²³⁾。

ドイツ児童保護連盟はベルリン本部の他に、州 (Landesverbände)、郡 (Kreisverbände)、町 (Ortsverbände) に支部が置かれているが、各々が法的に独立した団体である。連盟共通の方針に拠りつつも、現場でその時々に応じた可能性や必要性に鑑み、活動を行っている。このような「独立しつつも共同で」というスタイルが、効果的な業務提供を可能とし、かつ、業務の質の高さと継続性を保障する構造を生み出しているという。

そのようなドイツ児童保護連盟での面会交流援助は、1984年に南部の小さな町、ウルムで開始された²⁴⁾。契機となったのは、旧ユーゴスラヴィア出身の、ある家族の次のような事案であった²⁵⁾。父母の別居後、母が親権を有し、監護を行っていた。ところが、ある時、父が子を旧ユーゴスラヴィアに無断で連れ帰るといふ事件が発生した。母は3週間後、子をドイツに連れ戻したが、再度、父が子を連れ帰ろうとした。2回目の連れ去りは実行されずに済んだが、父母間での、父と子の交流をめぐる争いはますます激しくなり、父母は解決を求めてウルム児童保護連盟に足を運んだ。児童保護連盟が依頼した心理鑑定によれば、父と子の関係はすこぶる良好という結果であったが、母は、これまでの父の連れ去り行為から父に対する信頼を完全に失っている状態であった。ウルム児童保護連盟では当該事案にいかに対応すべきかが話し合われ、結果、父と子の面会交流を児童保護連盟の職員同席のもと行い、母とは落ち着きを取り戻すための相談 (カウンセリング) を定期的に行う計画が立てられた。そして、この計画の実施により、面会交流が円滑に進むようになり、当事者も満足し、最終的には自立した面会交流を行うことが可能となった。そこで、このような立会いと相談の連携による面会交流援助を他の類似ケースについても積極的に行っていこうということになり、次第に他の地域でも面会交流援助が提供されるようになった。その過程で、性的虐待や子の奪取の危険以外にも、子がドメスティック・バイオレンスを目撃した場合や交流にブランクがある場合などに援助の適用範囲が拡大されていった。

22) <http://www.dksb.de> (2012年11月7日確認)

23) *Leidbild des Deutschen Kinderschutzbundes (DKSB パンフレット)*

24) *Deutscher Kinderschutzbund Bundesverband e.V., Begleiteter Umgang im DKSB—Ein Angebot der Jugendhilfe für Kinder und ihre Familien bei Trennung und Scheidung der Eltern*, 2006, S. 9.

25) ウルム/ノイウルム児童保護連盟で1984年当初から面会交流援助に携わりその発展の中心を担ってきた Lothar Steurer 氏へのヒアリング (2012年3月21日) による。

2. ドイツ基準の形成

(1) 運用基準作成への着手

このような民間団体を中心とした実務の蓄積をふまえて、1997年親子法改正法において付添い交流が明文化された。1684条4項において、「家庭裁判所は、特に、協力する用意のある第三者が同席する場合に限って交流の実施ができる旨命じることができる。少年援助の機関又は社団も第三者となることができる；その場合、これらの者は、事件ごとに任務を引き受ける個人を決定する」と規定されたのである²⁶⁾。付添い交流は、交流制限の一形態である。1684条3項で規定されている交流保護²⁷⁾とともに、両親双方との交流は原則として子の福祉のために必要である旨規定する1626条3項1文を支える制度として意義深い。

そして、1999年には実務の発展を目的として、1684条4項の運用基準作成に向けた動きが開始した。連邦家族省は、ポツダム大学家族・幼年期・青少年応用研究所と共同研究を行う国立ミュンヘン初期教育学研究所に、研究プロジェクト「離婚事件における介入の発展：監督つき交流および付添い交流」を委託した²⁸⁾。それまでは、付添い交流の決定・実施の際に何を重視するかについて国内で大枠のルールが設定されていなかった。いくつかの州や市の少年局、ドイツ児童保護連盟などがまとめた構想を徐々に提示しはじめていたものの、当該構想は各組織の経験にのみ基づいたものであり、その間には大きな相違が見られた²⁹⁾。一方で、他国に目を向けると、専門的な意見交換のうえ一定の基準を作り上げていた国も少なくなかった³⁰⁾。

そこで、ドイツでも国内の基準を練り、それを実務に反映させることで付添い交流の質を向上させることが目指された。基準の作成は、専門委員会およびプロジェクト審議会に属する実務、行政、学界の専門家とミュンヘン初期教育学研究所の共同作業において進められることになった。

(2) 暫定基準の作成と改訂

ミュンヘン初期教育学研究所によって作成された基準の第一草案は、すでに存在していた各国の基準にならい、両親別離後の付添い交流の実施における援助に場面が限定されていた。しかし、専門委員会における議論の結果、基準の対象範囲を家庭裁判所や少年局における決定過程に拡大すべ

26) 訳出に際しては、ドイツ家族法研究会編「親としての配慮・補佐・後見(3)ードイツ家族法注解ー」民商144巻1号(2011)138頁[遠藤隆幸執筆]を参考とした。原文がセミコロンで区切られている箇所は、そのままにしている。

27) 交流保護については、高橋由紀子「ドイツの交流保護制度ー親子の面会交流実現のための親権制限」帝京法学27巻2号(2011)15-46頁。

28) *Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.)*, Deutsche Standards zum begleiteten Umgang—Empfehlungen für die Praxis, C. H. Beck, München, 2008, S. 157; *Mechtild Gödde/Wassilios E. Fthenakis*, Die “Deutschen Standards” als Bezugspunkt für die Zusammenarbeit zwischen Familiengericht, Jugendamt und Umgangseinrichtung, in: *W. E. Fthenakis (Hrsg.)*, Begleiteter Umgang von Kindern—Ein Handbuch für die Praxis, Verlag C. H. Beck München, 2008, S. 190f.

29) その例として、ドイツ児童保護連盟の「付添い交流に関する大枠構想」(1999年)、ベルリン州の「付添い交流に関する給付の説明」(2000年)、マールブルク市少年局の「付添い交流に関する構想」(2000年)などが挙げられる。

30) オーストラリア、ニュージーランド(1995年)、アメリカ、カナダ(1996年)、フランス(1998年)、イギリス(2000年)である。これらの国々の詳細については、*Mechtild Gödde*, Auswertung internationaler Erfahrungen und der Entwicklung in Deutschland: Grundlagen und Ziele des begleiteten Umgangs, in: *W. E. Fthenakis(Hrsg.)*, a. a. O. (Fn. 28), S. 103ff.

きとの意見が出された³¹⁾。これを受けて修正作業が施され、第2草案を経て、第3草案が2001年7月9日にプロジェクト審議会で「付添い交流に関する暫定ドイツ基準」として採択された。そして、その内容が連邦全土の家庭裁判所と少年局、ならびに民間相談機関、法律家組織に送付され、広く意見が募られた。

暫定基準に関しては、これら専門家から集まった意見をふまえ、様々な作業グループでさらに掘り下げた議論がなされた。とりわけ、①連邦家族省の「ドメスティック・バイオレンス」作業会議、②マインツでの「親との引き離し：別居および離婚後のコンタクト中断」専門会議（2002年4月29日）、③フランクフルト・アム・マインでの「里子から出自家庭へのコンタクトにおける交流形態」作業会議（2002年9月5日～6日）を通して、新しい提案・検討課題が浮かび上がってきた。

（3） 基準の完成

上述の各会議の議論を反映し、暫定基準の改訂が進められた。たとえば、上記（2）の①②グループが示した課題への対処が、3.（5）で後述する「段階的手続」となって現在、ドイツ基準の特徴の1つをなしている。

一方、③グループでは、両親別離後の付添い交流のみならず、里子の出自家庭との付添い交流も基準の射程に入れることが提案されたが、専門委員会およびプロジェクト審議会は、以下に述べる理由によって、本基準の範囲をそのようなケースには拡張しないという意見で一致した³²⁾。確かにドイツでは、親が、外部施設に収養された子との交流の権利を民法1684条1項³³⁾に基づき争い、結果として交流の権利を認められる事案は増えている。また、付添い交流は、実親が精神病の場合や里子が出生家庭でネグレクト、暴力を体験した場合のトラウマ回復期の交流方法として広く利用されていることも事実である。ただ、里子については、別離・離婚後の子とはまた異なる特殊な状況を十分に考慮することが必要であるとして、同一の基準にまとめることは見送られたのである。

以上の経緯を経て、「付添い交流に関するドイツ基準」の最終版が、専門委員会とプロジェクト審議会の2007年7月4日の共同会議で採択に至った。

3. 基準の具体的内容とその運用

それでは次に、完成された「付添い交流に関するドイツ基準」の具体的内容とその運用実態について見ていくこととする。基準は全165頁に及び、「基準への入門」（第1章）「給付の説明」（第2章）、「決定過程の説明」（第3章）、「補足」（第4章）からなる4部構成となっている。基準の中心に据えられているのは、両親別離後に両親双方との交流する子の権利である。第1章では、同権利に発達心理学的観点と法的観点から光が当てられ、権利行使のために付添い交流が持つ意義が明ら

31) Mechthild Gödde/W.E.Fthenakis, a. a. O. (Fn. 28), S. 191.

32) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 15ff.

33) 1684条1項「子は、父母それぞれと交流する権利を有する；父母は、それぞれ、子と交流する義務を負い、権利を有する」。訳出に際しては、ドイツ家族法研究会編・前掲注26) 138頁〔遠藤隆幸執筆〕を参考とした。

かにされている。また、交流権に関する国内の法状況が国際的な法状況およびヨーロッパの法状況と比較されている。本稿では、それに続く骨子部分である第2章および第3章を取り上げる。なお、第4章ではまとめを行ったうえで関連法規、付添い交流に関する少年局、民間団体の実務資料の例を掲げている。

(1) 付添い交流の位置づけ

ドイツ基準によれば、付添い交流は大別して3形態あるが、それらは介入の強さで区別されている。どの形態が適切な方法であるかは、その都度、個々のケースの状況を考慮し、決定される。形態により、スタッフに必要とされる専門性や資格も異なってくる。給付期間もまた、形態によって一定の目安が定められている。3形態については下記(2)で順に説明するが、その間の移行は流動的であり、決定・援助プロセスに沿って、援助形態が変更されることもある。

ところで、まず、ドイツ基準において、付添い交流という介入が、面会交流の数ある支援の1つとしてどのように位置づけられているのかを確認しておく必要があるだろう。交流権をめぐる多くの問題がある状況では、付添い交流を直ちに開始するのは適切でない³⁴⁾とされている。付添い交流は、他の介入（たとえば両親の相談のみ）では不十分であることが明らかになったとき、または、付添い交流の準備としての他の介入（たとえば一時的な交流中止、心理鑑定、個々の療法）に続くものとして、意義を有すると位置づけられているのである。

これは、ドイツにおける交流権行使の争いの解決が、次の3段階構造で捉えられているからである。まずは、親の自律的な解決が常に優先される。そして、それでは十分でないときに、社会法典第8編18条3項の規定が意味を帯びてくる。すなわち、「親、その他の交流権者並びに子を自らの保護下に置いている者は、交流権の行使に際して助言と援助を求める権利を有する。子の個人的状況に関する情報を求める権利、交流の樹立、裁判若しくは合意による交流の取決めの実施に関しては仲介が行われ、又、相当な場合には支援が行われるものとする³⁵⁾」との規定に基づき、両親との相談が行われることになるのである。そこで、両親との相談が成果をもたらさなかった場合または個々の事案に照らして相談のみでは十分でないと考えられる場合、少年局の決定によって、付添い交流が行われる³⁶⁾。これに加えて、裁判手続を経て付添い交流が命じられるケースがあり、実際はその割合の方が多きようである³⁷⁾。

34) *Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.)*, a. a. O. (Fn. 28), S. 24.

35) 訳出に際しては、岩志和一郎＝鈴木博人＝高橋由紀子「ドイツ『児童ならびに少年援助法』全訳(1)」比較法学36巻1号(2002)314-315頁を参考とした。

36) なお、付添い交流の必要性は、「母及び父は、児童若しくは少年に対して監護義務を負い、又は現実に監護しているときは、少年援助の枠内で、パートナー関係の諸問題に関する助言を求める権利を有する」と規定する社会法典第8編17条1項に基づく相談から認識されることもある。高橋由紀子「ドイツの交流権行使と支援制度」帝京法学26巻2号89頁参照。

37) *Siegfried Willutzki*, a. a. O. (Fn. 20), S. 61. また、ハイデルベルク市一般社会サービス部長 Günter Wottke 氏およびハイデルベルク児童保護連盟 Maria Fried 氏へのヒアリング(2012年3月19日)、ウルム/ノイウルム児童保護連盟長 Lothar Steurer 氏へのヒアリング(2012年3月21日)による。

(2) 付添い交流の種類

それでは、付添い交流が別居・離婚後の子の福祉に対する介入手段として、どのように位置づけられているのかを確認したところで、次に、付添い交流の3形態を介入の弱い形態から強い形態に向かって説明する。

まず、介入が最も弱い形態として、援助つき交流 (unterstützter Umgang) がある³⁸⁾。援助つき交流は、子への特別重い心理的負担や子への暴力の危険はないが家族の機能障害が見られる場合、あるいは監督つき交流から付添い交流を経ての自立への移行の過程などで有効な方法と考えられている。たとえば、離婚後、子と別居親の交流に長期間のブランクが生じた場合や、婚外子の父が初めて子と対面する場合である。子と別居親の関係の質の修復・改善を目標に自然な交流を行っていくための付添いに力点が置かれ、子の受渡し時のみの付添いや、グループ形式での父母教育が想定されている。これに加えて家族構成員との相談も行われるか否かは、個別の状況に鑑みて判断する。援助期間の目安は3～6か月で、専門職員と養成教育を受けたボランティア職員が連携して援助にあたるのが望ましいとされている。前者は全般的な監督・調整業務および相談業務にあたり、後者は付添いを行うことが役割分担として想定されている。

次に、狭義の付添い交流 (begleiteter Umgang im engeren Sinn) が位置づけられる³⁹⁾。これは交流が子の福祉に間接的危険を及ぼす可能性を排除できない場合に利用される。たとえば、両親にコミュニケーションや協力体制が見られない場合、子の引渡し時に両親が激しく口論する場合などである。家族の関係を改善するため、通常、家族構成員を交えた相談も必要とされる。援助期間の目安は6～12か月であり、援助つき交流と同様の形で、専門職員と養成教育を受けたボランティア職員が連携して援助にあたるのが望ましいとされている。狭義の付添い交流は、付添い交流の3形態の中で、実務で行われている割合が最も高い形態である⁴⁰⁾。

最後に、最も介入の強い形態として、監督つき交流 (beaufsichtigter Umgang) がある⁴¹⁾。監督つき交流は、交流が子の福祉に直接的危険を及ぼす可能性を排除できない場合に行われる。たとえば、交流権者に精神的障害やアルコール中毒が見られる場合、子に対する虐待の疑いがある場合、子の奪取の危険がある場合などである。付添人は、交流の間、直接的あるいは間接的に（ビデオカメラやマジックミラーを通して）見守る。子の保護が、絶対的な優先事項である。家族構成員を交えた相談は、このようなケースでは常に必要とされている。援助期間は12か月以上にわたり、事案の性質上、調整から相談業務、付添いのすべてを専門職員が行う必要があるとされている。実務を見れば、監督つき交流は、最も一般的な援助形態である狭義の付添い交流に比べれば、むしろ珍しいケースである⁴²⁾。

38) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 21 f., 122f.

39) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 22, 122f.

40) Mechthild Gödde, a. a. O. (Fn. 30), S. 136.

41) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 22, 122f.

42) Mechthild Gödde, a. a. O. (Fn. 30), S. 140.

表2 ドイツ基準における付添い交流の3形態

介入レベル	弱	中	強
援助の種類	援助つき交流	狭義の付添い交流	監督つき交流
適用範囲	家族の機能障害が存在	子への間接的な危険が存在	子への直接的な危険が存在
典型事例	<ul style="list-style-type: none"> 交流にブランク 監督つき交流から自立への移行の最終段階 	<ul style="list-style-type: none"> 両親のコミュニケーション能力 協力的体制の欠如 	<ul style="list-style-type: none"> 子がDVを目撃 子の奪取の危険 親のアルコール中毒、精神不安定
内容	<ul style="list-style-type: none"> 受渡し 付添い 必要に応じた相談 	<ul style="list-style-type: none"> 付添い 必要に応じた相談 	<ul style="list-style-type: none"> 相談 完全な監視を伴う交流付添い 他の専門機関による援助との連携
期間	3～6か月	6～12か月	12か月以上
援助提供者	専門職員（調整および相談業務） 養成教育を受けたボランティア職員（付添い）		専門職員

[出典] Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), Deutsche Standards zum begleiteten Umgang—Empfehlungen für die Praxis, C. H. Beck, München, 2008, S. 122f. を参考に作成。

(3) 援助提供者

さて、上掲の付添い交流の3形態のいずれにおいても、その実施にあたっては援助提供者の資質や専門性が重要性を持つことがわかる。民法1684条4項にいう「協力する用意のある第三者」としては、具体的にどのような人物あるいは団体が予定されているのであろうか。

まず、「少年援助の機関又は社団も第三者となることができる」と明示しているように、①公的少年援助の担体である少年局、または民間団体である。他に、②両親双方と子の信頼を特に得ている個人も想定される。このような私人が付添いを引き受けるときは、少年局は、私人が付添いに関する少年局の専門的指導を受け、少年局にいつでも相談と援助を求めることができるよう配慮しなければならない。このような任務を、少年局は、民間団体に委ねることもできる。しかし、②のケースは実際にはかなり稀であり、援助つき交流における子の引渡しなどかなり限定された場面で想定されるにとどまる⁴³⁾。

援助提供者には高い専門性が要求され、適格な専門職員としてドイツ基準で挙げられているのは、①心理学士、②児童・少年精神科医に加え、③社会教育学者、ソーシャルワーカー、教育学者などの基礎的職業を持ちながら付加的資格（家族療法、メディエーションなど）を有する者である⁴⁴⁾。

一方、ボランティア職員については、援助つき交流および狭義の付添い交流において、事前に相応の研修を受けたうえで交流の付添い、子のための準備・アフターケアに限り行うことができる⁴⁵⁾。ボランティア職員としては、特に社会教育学、教育学、心理学、医学などの高度セメスターの学生

43) Siegfried Willutzki, a. a. O. (Fn. 20), S. 61. また、ハイデルベルク市一般社会サービス部長 Günter Wotke 氏およびハイデルベルク児童保護連盟 Maria Fried 氏へのヒアリング（2012年3月19日）、ウルム／ノイウム児童保護連盟長 Lothar Steurer 氏へのヒアリング（2012年3月21日）、フライブルク児童保護連盟研修生 Jasmin Beathalter 氏へのヒアリング（2012年3月26日）による。

44) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 38.

45) なお、組織によっては、報酬つき職員（専門職員とは異なる）として、付添いを行う場合もある。Ulsula Klotmann, Begleiteter Umgang am Beispiel des Konzepts des Deutschen Kinderschutzbundes in Rheinland-Pfalz, in: Klinkhammer/Prinz/Klotmann (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 20), S. 144.

が想定されている。また、保育士や学校教員のような教育に関わる職業に就いている者も適格とされている⁴⁶⁾。

ドイツ児童保護連盟を例にとれば、町レベルの連盟では面会交流を担当できる職員が、ボランティア職員を含めて、10名弱～20名程度いる（年齢層は研修生を含め20代～60代）。その養成にはコースが設けられており、基礎教育（36時間）と継続教育（36時間）が用意されている⁴⁷⁾。基礎教育においては、ドイツ児童保護連盟の組織概要、専門職員との協力体制、他機関との共同業務、コミュニケーショントレーニング、個人情報に関する守秘義務、危機管理などについて学ぶ。継続教育は、基礎教育を修了した職員や社会的職業を現に有している職員のためのものであり、そこでは資金調達に関する情報、各種法律知識（民法の親権法部分、少年援助法〔社会法典第8編〕、家事事件・非訟事件手続法、個人情報保護法）、心理学（家族心理学、発達心理学）を身につけ、そのうえで様々な想定事例（ドメスティック・バイオレンス、虐待、継親家庭）に基づくロールプレイによる実践的演習を行う。

（4）相談と付添い

付添い交流は、多くの場合、家族構成員との相談と並行して行われる。相談は、付添いの指導・調整を主な内容とし、通常、援助提供の全期間にわたる。相談期日の頻度・長さはケースにより異なる。相談は、次の3段階で行われる⁴⁸⁾。①準備段階においては、付添いの準備に向けて、両親が援助を受けるための取決めを結ぶことを目指す。②実施段階においては、付添いと相談の業務間で連携が図られる。また、決定機関（家庭裁判所・少年局）と協力し、当該機関への報告を行う。③終了段階においては、両親間での自立した交流の形成（両親間の取決め）が目指される。両親間の取決めには達するのは、ヒアリングを行った児童保護連盟では、25%から多いところで40%であった⁴⁹⁾。援助が予定より早く中断され、その後の付添い交流の取決めができなかった場合においても、手紙、写真、成績等の送付の可能性が話し合われる。ドイツ法では、1685条において、子の福祉に反しない限りで子の個人的状況に関する情報を求める父母の権利が規定され、間接的面会交流が別個に保障されているのである。また、実務上は、援助を次第に減らしていく計画が採られる場合に、付添い終了後に相談のみが2～3か月にわたり継続されることも珍しくない。

一方で準備段階から開始する付添いは、14日ごとに2～3時間、乳児の場合は毎週1時間が望ましいとされている。実務上も、14日ごとに2時間は面会交流が行うのが一般的な状況である⁵⁰⁾。付添いは、ドイツ基準に基づけば、中立的な場所、特に、援助団体の建物内で行うことが望ましいとさ

46) *Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.)*, a. a. O. (Fn. 28), S. 38.

47) *Deutscher Kinderschutzbund Bundesverband e.V.*, a. a. O. (Fn. 24), S. 12ff. DKSBのボランティア職員としては、ドイツ基準に掲げられている背景を有する者に限らず、このような養成コースを経た歯科医や子育てをしている主婦なども関わっている。フライブルク児童保護連盟研修生 Jasmin Beathalter 氏へのヒアリング（2012年3月26日）による。

48) *Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.)*, a. a. O. (Fn. 28), S. 33.

49) 前掲注43)の各氏へのヒアリングによる。

50) 前掲注43)の各氏へのヒアリングによる。

れている。毎回の交流後、それぞれの親と短時間の相談の時間を持つことができるからである。ただ、実際には援助を希望する親子の数は増える一方であり、この点については当該基準に従うことは困難な場合も多い。そこで、屋外での交流（動物園、博物館など）もケースの性質によっては考えられる。少年局の多くが業務を委託するドイツ児童保護連盟では、多くの場合、隣に小さな遊び場を付設したり、建物内に簡単なキッチンが備え付けるなどの工夫がされている⁵¹⁾。また、建物の隣に公園があり、それを利用する場合もある。

援助体制に関しては、児童保護連盟の実務では、人数に余裕のあるところ（州レベル）ではドイツ基準に沿って相談担当者と付添人間で役割を明確に分けてその間の連携を図るデュアル・システムが採用されている⁵²⁾。専門知識を有する相談担当者は、家族構成員との相談を行い、個々の相談プランを立て、それぞれの家族に適切な交流付添人を選定する。また、ケースにとって少年局・家庭裁判所などの他機関との連絡・調整を図っていく。そして、付添人を教育し、定期的なチーム会議を指導し、ケースごとの緊密な共同業務に配慮する。一方で、付添人は、親子の緊張をほぐし信頼関係を作り出し、子の安全および規則の遵守に配慮し、交流の前と後の子の様子、要望を確認する役割を持つ。交流終了後、付添人は、面会の経過と成果を記録する。

ただ、人数的制約から上記のようなシステムを採ることができない場合（町レベルの多く）は、相談担当者が付添人を兼ねることもある⁵³⁾。他にも状況に応じて柔軟な運用がなされている。たとえば、監督つき交流および狭義の付添い交流の際には、2名の職員で相談にあたることもある。ケースが特に困難を伴う場合、父母それぞれについて同性の職員による援助が望まれるときなどである⁵⁴⁾。同様に、付添いを2名の職員で行うこともある。

なお、ドイツ基準では、付添いにおいては、交流をビデオカメラに記録することも有効な方法であると説明されている。ビデオカメラを通して交流を見守ったり、録画を行うことには、以下の意義が見出される⁵⁵⁾。まず、付添人が、監視に集中することができ、子も付添人を探したりなど気が散ることがない。また、子に起こる可能性のある負担は、部屋で交流親と2人で行うときに、より頻繁・直接的にあらわれる。また、付添人と相談担当者の連携の面から見れば、両者は交流の録画を見ながら、現状と今後の対策に関する具体的な意見交換をすることができる。さらに、親との相談時に録画を利用することは、父母教育の一環としても機能すると考えられている。①交流権者に対しては、自己の行動と子の行動を目で確かめさせることができ、②監護親に対しては必要のない不信・不安を取り除かせることができるからである。なお、交流の録画は、親、あるいは年齢に応じて子の、自由な意思決定に基づく同意を得てのみ行うことができる（社会法典第10編67条b第2項

51) ハイデルベルク児童保護連盟 Maria Fried 氏へのヒアリング（2012年3月23日）、およびフライブルク児童保護連盟研修生 Jasmin Beathalter 氏へのヒアリング（2012年3月26日）による。

52) Ulsula Klotmann, a. a. O. (Fn. 45), S. 144ff; 155f.

53) 前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

54) ウルム／ノイウルム児童保護連盟長の Lothar Steurer 氏へのヒアリング（2012年3月21日）による。なお、付添い交流の現場において面会交流権者の90%以上が父親である点は、日本と変わらないようである。前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

55) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 34f.

2文)。そのため、援助の取決めの書面に、ビデオ録画を一般的に記録形態とする旨記載するという方法は認められない⁵⁶⁾。ただ、児童保護連盟に限っては、ビデオカメラを備えているところは限られており、入室して、あるいは隣室から見守りを行う形での交流が一般的である⁵⁷⁾。

表3 相談・付添いの標準モデル

	両親の相談期日	交流期日
準備段階	各親について60～90分ずつの2～3回の相談期日	
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ・頻度 ・期間は、給付形態、ケース状況により異なる。 ・「各交流期日後の15～30分ずつの短時間の相談、ならびに定期的に60分ずつの相談期日」を推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、14日ごとに2～3時間。 ・乳児の場合、毎週1時間。
終了段階	<ul style="list-style-type: none"> ・両親の取決めに関しては、60～90分ずつの3～6回の期日が必要（内、2期日までは両親共同での期日）。 ・援助終了後3か月以内は各親につき4～6週間ごとの60～90分ずつの2～3回にわたる相談期日を推奨。 	場合に応じ、引渡し時のみの付添い。

[出典] Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), Deutsche Standards zum begleiteten Umgang—Empfehlungen für die Praxis, C.H.Beck, München, 2008, S. 37 を参考に作成。

(5) 関係諸機関の連携と段階的手続

特に、過去にドメスティック・バイオレンスや児童虐待があったような深刻なケースでは、他の専門機関との連携による援助が予定されている。子を対象とした援助（心理療法、家族療法、作業療法など）や交流権者・監護親のための援助（ペアでの相談、1人親のための支援など）はいずれも、付添い交流の経過および結果に大きく関わってくることが実証されている⁵⁸⁾。

たとえば、ハイデルベルクでは、少年局と児童保護連盟の関係は特に強固であるが、子の保護のため、その他の様々な団体とのネットワークも形成されており、この協力体制は他の地域と比較しても緊密である⁵⁹⁾。たとえば、筆者が実際に立ち会う機会を得たケースとして、少し複雑・特殊ではあったが、以下のような事例があった⁶⁰⁾。援助対象は2歳の女の子であり、その父母は離婚していた。離婚時、母はアルコール中毒であり、父も精神不安定がひどかったため、短期的に、里親のもとで養育されることになった。両者はそれぞれハイデルベルク児童保護連盟と協力関係にある専門機関に通う措置が採られた。やがて双方に回復が見られるとの専門機関の判断を受けて、付添い交流が開始された。母はアルコール中毒回復のための療養施設から付添い交流に来るようになり、父も専門的カウンセリングを受けつつ付添い交流に来るようになった。このケースでは、付添い交流の際は、里親の女性が子を連れて児童保護連盟を訪れ、次に母が到着すると里親の女性が外へ出て、時間を置いて父が現われ、父母双方と子が援助者に見守られ交流するという方法が採られていた。

56) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 35.

57) 前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

58) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 35f. このほか、法律面での問題解決のため、弁護士との連携も強固である。前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

59) Das Netzwerk "Frühe Hilfen und Kinderschutz": Heidelberger Kinderschutz Engagement (HEIKE).

60) ハイデルベルク児童保護連盟における事例（2012年3月23日）。

父母それぞれに専門機関の援助の効果が見られ、父母間に積極的な会話はなかったものの、落ち着いて子と接している様子が窺えた。父と母が揃ったときの子の笑顔も印象的で、当該援助が順調に進んでいることを示唆していた。

加えて、児童保護連盟の面会交流援助ではその大部分において、(場合によっては援助つき交流の一形態として)心理相談部と協力して父母教育を提供していることが注目される⁶¹⁾。これは連邦家族省の助成を受けて行っているもので、8～12回のコースが用意されており、最低でも計16時間が予定されている。両親の離婚を経験した子の気持ちを理解するためのセミナーや、両親が自分の気持ちを知りそれを表現するためのグループワークなどが定期的に行われている。

なお、関係諸機関との連携において、データ保護と役割の明確化のため、役割を兼任することは禁じられている⁶²⁾。したがって、当該家族に関わる他の任務を引き受けている者(心理鑑定人、セラピスト、手続補佐人など)は、通常、同時に付添い交流の付添人または相談担当者となることはできない。例外的に、両親および子が兼務を望んでおり、他の専門職員から見ても問題がなく、子の権利・利益がそれによって侵害されない場合にのみ兼務が認められる。

さらに、交流権者との交流が子に対して高いリスクをはらんでいるケースでは、関係諸機関の子に対する高い保護責任が求められる(社会法典第8編8条a)。そのため、決定過程において、段階的手続が採られる。段階的手続とは、家事・非訟事件手続法156条3項による保全処分を命じる決定と短期の介入過程を繰り返すことによって、最終的に子の福祉に適う決定を出す仕組みである。短期の介入過程での専門家の意見表明や援助機関の経過報告の1つ1つが、適切な交流形態(あるいは交流排除)の決定に影響をもたらす。段階的手続の長所は、関係諸機関のフィードバックシステムを通じて、複雑な家族関係の根底にある問題に対して一歩一歩、かつ、遅滞なく働きかけることが可能となることである。

段階的手続の過程においては、概ね以下のような手順が採られる⁶³⁾。少年局の調査報告を踏まえて家庭裁判所が、①一時的な交流排除、または②期限を定めた監督つき交流のいずれかを命じる。①の一時的な交流排除の方法を選択する場合、家族の状況をまず落ち着かせると同時に、それと並行して心理鑑定や家族構成員に対する個別の相談を行う。子が交流を拒絶していたり、子にドメスティック・バイオレンスによる深いトラウマが見られる場合は、まずこの方法を採用して様子を見る必要がある。交流排除の期間は通常3か月である。ただ、「交流権又はその執行を長期間若しくは永続的に制限し、又は排除する決定は、決定をしなければ子の福祉に危険が及ぶ時に限り、下すことができる」と規定する1684条4項2文の要件を満たすときは、これを最長6か月まで延長することができる。

一方、家庭裁判所が第一判断で交流排除を命じるほどの要因はないと判断した場合、②の期限を

61) Elternkurse des Deutschen Kinderschutzbundes: Mehr Freude mit Kindern! (DKSBパンフレット)。

62) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 29, 35f., 48f.

63) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 51f., 66f., 104f.; Mechthild Gödde, Indikationsspezifische Strategien, in: W. E. Fthenakis(Hrsg.), a. a. O. (Fn. 28), S. 244ff.

定めた監督つき交流が試みられる。この方法は、①の一時的な交流排除を経て行われることもある。暴力を振っていた親が暴力をやめることができるかなどの判断のため、通常、3か月の期間が設定されている。援助機関は、他の専門機関と連携して子・監護親・暴力的傾向のある交流親に対する援助計画を構想する。暴力的傾向のある親に対しては、裁判所の命令において、相談援助を受ける負担が付されることもある。子が交流を希望していたり、暴力的傾向のある親が自己の行動を改めるために相談やセラピーを受ける意思を示している場合、あるいは監護親が客観的に見て正当な理由ないにもかかわらず交流を頑なに拒否し続けている場合に様子を見るために、このような期間を定めた監督つき交流が実施されるのである。

表4 段階的手続のプロセス

少年局の調査に基づく家庭裁判所の命令	
①一時的な交流排除	<p>【期間】 通常、3か月。 民法1684条4項2文の要件があるときは、最長6か月まで延長可能。</p> <p>*家族の状況をまず落ち着かせ、同時に一定の介入（心理鑑定、家族構成員に対する個別の相談）を行うことが子の福祉にとって必要な場合の措置。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子が交流を拒絶 • 子と監護親の間の安定的な関係の保護が第一に考えるべき状況である（特に、両者とも暴力の被害者の場合）。
②監督つき交流（第一の介入の場合と、①の次に行われる場合がある）	<p>【期間】 通常、3か月。</p> <p>*暴力を振っていた親が暴力をやめることができるかどうかなどの判断をこの間に行う。</p> <p>*他の専門機関と連携して子・監護親・暴力的傾向のある親に対する援助計画を構想する。暴力的傾向のある親などに対しては相談の負担も付される。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子が交流を希望。 • 暴力的傾向のある親が、自己の行動を改めるため相談やセラピーを受けるつもりがある。 • 交流を監護親が頑なに（客観的にみて正当な理由なく）拒否し続けている。 <p>交流の実施</p>
援助機関の（少年局を通じての）家庭裁判所への報告	<p>【予定より早い中止の場合】 中止理由を示した報告</p> <p>【裁判官によって定められた期間経過後】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 交流親の行動（たとえば、交流・相談期日やルールを守っているか） • 交流の間の子の行動と体調・今後の経過の見込みと付添い交流継続の意義に関する所見 <p>家庭裁判所の決定</p>
③付添い交流（相談含む）の延長	交流権者に付添い交流に協力的な姿勢が見られる場合、最長6か月延長
④交流の排除	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子が交流を希望しなくなった。 • 交流権者に暴力的行動を改める様子が見られない。
③の延長終了後の家庭裁判所の決定（付添い交流の認容、交流の排除）	

[出典] Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), Deutsche Standards zum begleiteten Umgang—Empfehlungen für die Praxis, C. H. Beck, München, 2008, S. 124f. を参考に作成。

そして、②監督つき交流の終了後、援助機関から家庭裁判所に報告が行われる（援助が少年局から民間団体に委託された場合には、民間団体から管轄少年局に報告がなされ、そこから家庭裁判所に報告される場合もある）。監督つき交流の経過に鑑み予定より早く交流を中止した場合は、中止理由を示した経過報告が必要である。一方、裁判官によって定められた期間経過後の報告では、交流権者の行動（たとえば、交流・相談期日や取決め事項を守っているか）や、交流の間の子の行動と体調に関して記述され、そのうえで付添い交流継続の意義に関する所見と、今後の経過の見込みが記載される。

これを受けて家庭裁判所は次の段階の決定へと進む。ここで考慮されるのは、③付添い交流の継続（監督つき交流以外に移行する場合もある）、あるいは④交流排除である。家庭裁判所は、交流権者に付添い交流に協力的な姿勢が見られると判断した場合、試行的な付添い交流の期間を最長6か月間延長する。反対に、子が交流を希望しなくなったり、交流権者に暴力的行動を改める様子が見られないと判断した場合は、この時点で交流排除を命じる。

③の試行的付添い交流の延長期間の終了後、家庭裁判所は、援助機関の報告をもとに最終的な判断を下し、付添い交流の認容（形態は事案による）あるいは交流排除を命じる。

（6）費用負担

最後に、付添い交流の費用負担について見る。付添い交流の費用は管轄地方自治体が負担することになっている。民間団体が委託を受けた場合は、管轄地方自治体から少年局の付添い交流業務に割り当てられている資金の一部が、民間団体に支払われることになる。両親の費用負担は、立法段階では議論があったが、現行法では予定されていない（社会法典第8編90条）⁶⁴⁾。

民間団体が実際の援助を委ねられる場合、費用担体である少年局との間で、付添い交流実施に対し年度ごとに費用が支払われる契約が締結される。この場合、適切な援助、需要に即した援助が提供されているに関し、定期的な監査が行われる。予算の算定は、付添い交流の形態、業務の総時間（相談・交流期日の時間とその準備時間の合計）、担当者の資格・数によって決まる。付添い交流のケース数の査定は、前年のケース数を考慮して行われる。

業務委託協定ウルム／ノイウルム児童保護連盟と少年局間の業務委託協定例（契約期間：2010年5月1日～2011年4月30日）を例にとって見てみると、以下のような内容である⁶⁵⁾。年間300時間まで資金援助が行われることが約され、付添い交流の援助1時間につき17ユーロ90セント支払う計算により、ウルム／ノイウルム児童保護連盟は、年間で総計5370ユーロを受け取るとされている（内、2010年分の割当ては3580ユーロ）。また、ウルム／ノイウルム児童保護連盟は、次年の3月31日までに、各ケースにつき子の氏名、誕生日、住所、そして付添い交流の期間および内容の記された証明

64) Siegfried Willutzki, a. a. O. (Fn. 20), S. 62f.

65) Deutscher Kinderschutzbund Ortsverband Ulm/Neu Ulm e.V., Leistungs- und Entgeltvereinbarung (Begleiteter Umgang) zwischen dem örtlichen Träger der Jugendhilfe und dem Träger Deutscher Kinderschutzbund Ortsverband Ulm/Neu Ulm e.V.

書を提出するものとされている。支払いは、4半期の開始ごとの4回の分割払いである。援助が300時間を下回った場合には、援助総額は次年度、当該部分について減額されることも取り決められている。

一方、民間の援助団体内部の活動資金は、主に寄付による。ドイツ児童保護連盟では、会員や企業からの寄付、児童保護財団（1990年設立）への遺贈などを活動資金としている⁶⁶⁾。

IV 結語—面会交流援助の発展的課題

ドイツでは離婚後の父母の共同監護制度を導入する際に、これによって交流権をめぐる紛争はますます激化することが懸念されていた。そのため、1997年親子法改正以来、それまでの民間団体による援助の蓄積をもとにして、親、子それぞれの交流権を保護し交流を円滑に行う援助に関して、様々な工夫が施されてきた。法律上規定を置くにとどまらず、その運用面にも注意が払われ、連邦家族省が中心となって付添い交流の実態に関する調査・研究に乗り出し、法改正からちょうど10年後には実務の統一的指針を示すに至った。付添い交流は近年では1年間に1万件以上行われており⁶⁷⁾、学際的な協力のもと生み出されたドイツ基準は単なる成果ではなく、むしろ今後の面会交流援助のさらなる発展の礎となるものという意味でも重要である。

ドイツ基準とその運用を見ると、付添い交流の形態は固定化されておらず、介入レベルに応じ、援助の提供期間も含めて柔軟性が示されている。また、組織の規模にかかわらず専門職員とボランティア職員が、それぞれの強みを生かした役割分担のうえ常に連携体制をとって1つのケースに対処している。さらに、民間団体の中には、この効果的な連携体制を作り出すために人材の育成プログラムに力を入れているところもある。日本においても、FPIC大阪ファミリー相談室では2011年10月より大学生ボランティア導入の試みがなされ、当初の予想以上の効果を上げていることにふれた。今後、需要が高まっていく中で、地方自治体などからの助成が期待できないとなると、人材確保において広くボランティア養成が必要とされるのではないと思われる。

次に、ドイツでの実際の相談・付添いの場面に目を向けてみると、まず、準備段階において2～3回にわたる入念な相談の機会が持たれる。そのうえで実施段階に進み、交流後に短時間の相談の機会が持たれたり、必要な場合には別に相談期日が設けられる。また、援助を次第に減らしていく計画が採られる場合に、付添い終了後に相談のみが2～3か月にわたり継続されることもある。2週間に1度というドイツの面会交流の頻度は、わが国の実務状況には沿わず、また援助団体の数や規模の観点からも難しいと思われる。ただ、FPIC大阪ファミリー相談室とVi-Projectの取り組みからわかるように、それぞれの理念に基づく付添い交流に応じた形で、相談面での支援を今後も充実させていくことが考えられる。Vi-Projectでは、2012年4月よりフォローカウンセリングを提供してい

66) <http://www.dksb.de> (2012年11月7日確認)

67) *Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen, und Jugend (Hrsg.), a. a. O. (Fn, 28), S. 11.*

る。トランスファー・サポートの前のみならず、概ね2回のサポート後に相談の機会をつくり、また、その後も必要に応じてカウンセリングを行う。サポート開始後の綿密な調整がよりよい援助に結びついていくことが期待できる。

また、FPIC 大阪ファミリー相談室と Vi-Project の課題として挙がっていた祖父母による面会交流の間接的阻害についても、相談の充実を図ることが、その解決への近道として考えられる。ドイツ法では祖父母を含めた「子と密接な結びつきを有する者」の面会交流権が1685条において定められている。しかしながら、これとは関係なく、親子の面会交流への祖父母の介入はドイツでも同様によく見られる問題であるという⁶⁸⁾。ドイツ児童保護連盟では、付添い交流において、父母の同意があれば祖父母の立会いも認めることにより、祖父母の漠然とした不安や過去にとらわれた感情を取り除くことに努めている⁶⁹⁾。また、祖母(母方)の言動の影響を受けて母が子を父と面会させたくないと主張したケースでは、祖母と母で別々に相談の機会を設けるなどの努力もしている⁷⁰⁾。2012年5月よりFPIC 大阪ファミリー相談室では父母の同意がある場合に限りて祖父母の立会いを認めたことが、注目される。

また、FPIC 大阪ファミリー相談室と Vi-Project はいずれも、援助機関内も含めた父母教育の必要性を指摘していたが、ドイツでは広く実践されている。特に、児童保護連盟では併設の心理相談部と協力するなどして体系的な父母教育を提供しており、効果が確認されている。この父母教育の内容は、現在大阪ファミリー相談室が検討中のもの(前号113頁参照)と共通点も多い。しかし、児童保護連盟の場合、当該援助はもっぱら連邦家族省からの助成によっているという事情がある。日本の援助機関での本格的な実施を考えた場合、資金面での問題を見逃すことができないため、体系的・継続的な講座提供ができるかどうかは各援助機関の状況に係らしめられる。また、ドイツでは相談時に、付添い交流の録画を利用して父母教育を行うことも想定されていることを紹介したが、見守りカメラを備える援助機関については、これも1つの方法として考えられる。これが、他の方法と相まって、課題の1つとして言及されていた面会交流中の違反行為への地道な対策となる可能性もある。

さらに、ドイツの面会交流援助の大きな特徴として、当事者の自律的な問題解決を優先しつつも、公的機関である少年局が、子や父母、その他関係者に対して相談の機会を提供することが挙げられる。裁判所が関与しない段階においても、面会交流援助への働きかけが行われる。一方、裁判所で1684条4項に基づき面会交流援助を命じる場合も、少年局や他の諸機関との緊密な協力体制によって手続が進められる。特に慎重な対応が必要とされる事案では段階的手続が採られ、援助機関の調査報告を受けて家庭裁判所が判断を下し、それに対して援助機関が他の関連機関にも協力を要請しながら援助を提供し、報告を行う。そして、その報告を受けて家庭裁判所は次なる段階の決定を行うという制度が組まれている。なお、日本において、付添い交流に関するものではないが、父子が

68) 前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

69) 前掲注43) の各氏へのヒアリングによる。

70) ハイデルベルク児童保護連盟 Maria Fried 氏へのヒアリング(2012年3月19日)による。

約1年8か月間会っていないことを考慮して面会交流の時間と頻度につき段階的な増加を定めた大阪高裁平成22年7月23日決定⁷¹⁾は、段階的構造を採ったものとして注目すべき決定であろう。ただ、平田教授の指摘にもあるように⁷²⁾、このように一度の決定で3年にわたる計画を定める場合、ドイツでの段階的手続のようにその都度の状況を見ながらの裁判所の再判断は組み込まれていないので、家裁査調査官による調査結果等を計画に反映させていくことが望まれる。ドイツの段階的手続の制度からは、面会交流を行うにあたって、ただそれを前へ前へと進める援助が期待されるのではなく、その前提として子の福祉を幾重にも保護しておくことが重要であることを再認識する。

(完)

〔付記〕 本稿脱稿後、遠藤隆幸「面会交流の第三者関与—ドイツ法を素材として」田井義信編『民法学の現在と近未来』（法律文化社、2012）314-328頁に接した。なお本稿は、平成23-24年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号11J03851）による研究成果の一部である。

71) 家月63巻3号81頁。

72) 平田厚「面会交流の時間と頻度につき段階的な増加を定めた事例」民商144巻4・5号（2011）567頁。